孟子鈔 雜婁上

七

和書門
類 二四五一三號
函 六六
架 一
冊 二四

内閣文庫
和書
類 二四五一三號
冊 二四
函 九
架 五

内閣文庫
番號 和 24513
冊數 24 (17)
函號 191 267

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

浅草文庫

孟子鈔巻之七

離婁章句上

孟子曰離婁之明公輸子之巧不以規矩不能成方員師曠之聰不以六律不能正五音堯舜之道不以仁政不能平治天下

離婁ハ古代目の明かなる者也百間乃ち見れども毫末の細なるを見ること能はず

乃〳〵者也工輪之名ハ堯舜周礼細工乃
さくなる者也木をまくる紙こうらへこの
老せ海〳〵を毋の家車に木をまく人を亦
てそれ人孔小車をやうるやうにて程
のうれ也規を海のき道を淳くるぐん海ハ
しの類なり矩を曲尺なり師曠を書の
国乃楽人の孔を音律にまく通ぜ人也
六律を子音孔なるなり小ぜ竹の管
なり陽律六則陰律六則なる也子音を

宮商角徵羽なり○是ゴの日離婁程の
目のさくなる者工輪ゴなどれたくさあれ
者を角なる物孔をうるとくを海をなる
をれをこうらゆるとくをじかしなり竹
さくなる規れぐん海をやうる矩れ海ぐの
がををもひ孔小ハ出来ぜ事なる孔師曠
ごれの音律に通ぜなる者を六律を用
ひくをゝべざれハ子音れ調らげるをなぜ
事なる孔堯舜れぐれ孔の道あれ

人主仁政を用ひざれば天下を平にする事
なし。これを見るに国を治め天下を平に
する法を用ひざれば治まらざる也。仁政
梁の惠王篇にいへる農の何をたゞ
も牧畜汚池水壑墻下にうゆるに業を
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

まく心に記憶せる○上代とく
なる少へ小古語小いへる一世あり徒に心の
記ぞうまく法がたくぶしい政をなる小
たゞ法ばかりこゝに法ばかりに記ぞうめに
ゆそれ君の心小實ぶれ事なをれぐ
ゆこその政をたこなる一世をあるこゝ法ばる
小ゝうまく政をなる者を仁心あり二ゆ
おれまく仁政ばかりをこゝとゝ法
詩云不衆不忘幸由舊章遵先王之法

而過者未之有也

舊章を先王ばかりこなひたゝし舊法
なり○詩を詩經假樂の篇ば治なり詩
經小いへる一世なり後ば人を先王ば志こ
ゆ世なる如法度小ゝこがゝばるゆへ世を
なぐをし條目を立る上ゝ怨まる
一世あり俗こを如事をとり忘れ事を
ゆるなりいゆを世ばとば上に行ゆく
怨ゝ世ゝ世ば事を忘れ先王

の志ありなん舊き法小をこがひとりて
行ひゆへ之を行て此詩ばかり先王の法小
をこがひこゆのやまりとふ一生を終て
なれ事をとれつ

聖人既竭目力焉繼之以規矩準繩以
為方員平直不可勝用也既竭耳力焉
繼之以六律正五音不可勝用也既竭
心思焉繼之以不忍人之政而仁覆天
下矣

準をこがなんなりをきいむる
をれなり繩をみなをなり直なるを
きをもつるをれなりいまへの聖人恩を
こうらへこの天下をれためて世をおさめ
ひく自分れ目の力のなをたをを法く
一方の事平直のなをもきをあ結ひ
うども是をもくを聖人一代をあひを
みく後までなをばはをきをおりひてそれ
上に徳く規矩準繩をこうらへたふ

こゝろ音をなし方をなし平恵を
なぶることゝ成將何ぞくるこゝらゆゑ
ところあるべからんかゝれども世界と云大学
なるこゝろ聖人の法乃ちのべく用ひ法く
されぬ和なりもまこゝ音楽を法ることゝ
人小和を志らせもまくおりひたりひこゝ
それ耳力を盡して夢の清濁言下を
志れり志れども後こになりくきわの
ごとく望こゝろれる海ごとおりひてそれ上に

継て六律ゝふるこゝろへたるぬ
おれもこれ六律にもちくる子高成必決
事あげく用ひ法くされば聖人まこ
民小主なく治らざるこゝろ成うまひこゝ
こゝろのおりたりを是して治めたるひ
しが代なくる後世ゝりくはなくて
治ることゝ成將海ごとおりひてそれ小継小
こゝに思びげるれこゝ政成こゝ主おれ
こゝ和おれこゝ天下第世それをはなして

仁愛天下にあまねくおよぼす恩人の
ましまを上に乗る人の難儀
を見るにつけへば救ひ政をなす田地を
あらへ樹をうへさせ言を畑やさせ学
校をたてゝおしゆるの類なり
故曰為高必因丘陵為下必因川澤為
政不因先王之道可謂智乎
丘陵とは地のたかきをいふ陵は丘
のたかきを川澤とは谷川をいふ澤を

さはなり○上ゆいへるごとく先王の法ゆ
をもちゐるゆゑんなるべし也おしゆるゆゑゆいへる
ことばのいふき事を見るとおりへばなり
いふき丘陵にのぼりて築ぐべし
ゆゑにいふべいふくなる地乃ゑきく
地の記おもて紙世ちんとおりへばよりて
下き川澤にのぼりて掘さくべし
ゆゑにいふべ下くなる形り政をなす
ゆゑ先王の道にしたがをゆゑ

治まりあらんことを政をなして
先王の治ひたまひし道にまつ況自分の
レウケン
り等をたのみ見れば世の事をすれば
キウレウ
丘陵をうちてて言きをなし川澤を
やめくトきをもるがごとくかを入るを
ヤウリ
ひろくこれ政なるがごとくこれ道理を
モノ
ならびる者のもとにあるに智と云
ばをもんやとれつ
是以惟仁者宜在高位不仁而在高位
コレホドスベノアクノ
是播其惡於衆也
コレヲモツテ
是以上の所をうをくいへ上
ヤウニ
いふ通りなるゆへにんとなりに周
シンブン
なりくこのことを先王の道にたがふに
者は恩澤を民に下し後世までの法
アヒダ
まとなるべきこれをこるき信ぶかるべ
クラヒ
きなりとにんとに笑もなく
フジン
先王の道にまつぬ不仁なる者がこのこと
ナウイ
る位にあるこれ身の惡事を民に

かどに成といふものなるかどにこる法をもて
おこなはるべきなり
上無道撰也下無法守也朝不信道工
不信度君子犯義小人犯刑國之所存
者幸也
道撰を道理にしたがひて事をとりて
是をおこなはるるやあるべきやをえらぶべし
法守を法をもつて守るべきなれを
そむきもぬやうにまもるをいふ朝を執定をい
ふ

工を法度にしたがひ幸をなりひろげをく
得るをいふ仕合なり○君を下百官等
民のもとなるものを君をもて
政をもつて我儘のをもて道
理にもとづかれふあやまりをも
うとはなにをもとなるものを
なぐ媚屈りらひこの上の氣に入やうに
のみして法をもてうるさぬやうに守る
ものを上の道を以事をこなる事なり

ゆへ道なくして朝廷のうへ道を信
ずることなく下法を守ることなさゆへ
法なくしてゆへ法度不立と法度を
信ずることなし朝廷道信をぬれ
ちるゆへあれ共忠孝にたとて
義のたべうばるをもて犯してなり
法度不立と法度を信ずる者小人を
放埒にして犯して死といざるも
刑罰をもて犯して死といざるも

これごとくなれば国を亡ぶるなり
国のほろびてなる者誠に法合なる
ことなり

故曰城郭不完兵甲不多非國之災也
田野不辟貨財不聚非國之害也上無
禮下無學賊民興喪無日矣

城郭居城なり郭をかこむなり完ハ
堅固ぢやう地なり兵器剣戟鎗刀
の類なり甲ヨロヒ也○国を城郭の

堅固ニ兵甲ヲ多クなるを兵糧ヲ乱れたる
ニ乱ニ乱ニ乱

詩を大雅の板篇より顧をうちかへせ
意なり泄々たるゆるくとかまへて居て媚
屈らひ氣に入やうにとのみをもふ
見すりの下なる者下たる者をいつくしみ
くハへこゝ君をたすけ世を治む是
事をもふ詩經小雅天より周の世をくつゞ
さんとなるから記はは下たる者も隨分
心を加へこゝろくひたるくるやうにして
常に通ずるゆゑくとかまへ

なゞ經籍遐從乃事をもふ事なれども
泄泄猶皆皆也
皆こゝ色子に何分りいひなりたる
語なり泄々乃言を云ふ
ゆゑの俗語をこゝに説たるなり
事君無義進退無禮言則非先王之道
者猶皆皆也
長下に君の事ゆゑに定りてもべき
義なり之に媚諂こゝ君に

りふやうして君臣たるけじめ善をなさ
ざむる事を世ぬを義なれなりゆゑ
長下れ進退する礼なり進で
君臣正しきゆゑこそ退ぞ敢ぬを
よく君臣たれなるぬを礼なれ也長下の
君小者たるとは先王堯舜をそれ
はなとしてこの礼ひ給ふやうに
なべ道たるに世間利得の事乃を
りよく先王礼道をおしつよくおこなひ

がくしたこれはゆるくとん好くみのた
めに事のを専ら為に国を大事りに
君を大切小おとはざるの也これ今の
世話りに小者こといへるがごとしと也
故曰責難於君謂之恭陳善閉邪謂之
敬吾君不能謂之賊
責難を為くきき事を君りなき
ものをとり陳善者よき事をのべ
こにゆ君れおこなふやうを用

邪なる邪なるこころなきやうにぞ
さぐをり恭敬をもつて君を大切にして
うやまをいたされ内に恭を大切に
なる敬を微細なる事までこころをなく
大切にもつて敬を恭のうちに実也
○君下の君に事ふるたぐひとてむき
のいんぎんこうやまをのことをすべを
光義のごとくにて大聖人の年給ふやう
に自私なく誠なるこころをみち

ぐくを誠に成ぐ紙君に せめこの
なるこのなるこれ君にそなはれり
なるにはなほ恭なる君の宮に
ほかにてこかくこころに入やうのことを
敬に敬にたとへ君宮にに
こころにはなほこころぬとなほ
なぐ若道理のべこのをこと、のくさぐ
なる通つて紙いひ君邪なるこころの
出るこころを用ひさぐやうてかの事

みちを行きて方へ行くもあるなり
なれども学問は大切なるものの
なり也。故に敬といふ。君をむまれ
ながらよくこれを
事をなぬゆへ。いくさをかまたこれを造
ものなれども。常ふだん事の
忘れなるべきなり。
君を大切なるといはるるのみあらば。君臣
をこそなるべきもの也。故に賊とならんと
世に皆これ類なれば。臣下たる者
恭敬の誠を尽くさざるべからざる
こと也。

○孟子曰。規矩方員之至也。聖人人倫
之至也。

規矩。ものをきこの作るこの也。ぶんまわ
しは類也。矩は角なる物を作る
この也。曲尺をいふ。方は角なるを員は
まるき作り。人倫は人の序也。人

父子君臣夫婦昆弟朋友の序なる所なり。
人倫とは○規矩をまもりきわまりなきものをこ
れへ方なるこの規矩に移る所以れ
を極をさしめたるものなり。聖人も
人倫れを極をさしめ書したる人なり。
さればよく方員をかさんと思ふものも
規矩をもはずとも。人倫の道をはくさんと
なる者も聖人をもはずばあるべ
からず。

欲為君盡君道欲為臣盡臣道二者皆
法堯舜而已矣不以舜之所以事堯事
君不敬其君者也不以堯之所以治民
治民賊其民者也

君臣は五倫の内れ大なる者なり。堯舜も
聖人のうちれいとなる者なり人と君
となりんとせば君れもべき道をはくし
臣たらんとせば臣たるものもべき
道をもべし。それ何をもとりこの

本末を失れば二つのものともに堯舜
の道とすべしさるに下なる者
堯の堯を法とうべたる通りの事を以
て君を法とうべれば君をうやまはげる
れたる君と堯れ民を治めたるもの
通りれ民を治めざれば
民をそこなふなり
孔子曰道二仁與不仁而已矣
道とは人の由て行なり天理の公なる所

仁に依て人欲に勝たるを不仁とす○孔
子宣まへる事なり人のまる所れ道に
とは仁とは二つのみにをそなるもの不仁
なる也不仁をそれるれば仁ふるも
堯舜の法もし君れ道を法とうべ
仁とは堯舜の法とうべれば君をあれ
ば民を賊して不仁とを法とうべ
きをんやとなり
暴其民甚則身弑國亡不甚則身危國

削名之曰幽厲雖孝子慈孫百世不能
改也

人死生有命富貴在天
名位徒以事苟合
幽厲生有名死無益
行作其常
君道仁義
竟奔の民
ごとくもれば無やうの
国やうの

暴虐なる事なれりぐしき所をそ
分とこころさし国を亡びもそぐく
ものとなく無とあぶなく国もこぶし
さく死後遠きること幽ことなばを
厲ともいふ悪名をいとし周の幽王厲
王れごくなり善行を行ふ子孫を
ときと百世に後もぐ改むるもの形
ばるなり不仁に害こうくのごとくなる

者はしゆゑとしこゝろかれいざるこゝろ也

詩云殷鑒不遠在夏后之世此之謂也

詩は大雅蕩之篇なり○詩の意は殷の紂をこゝろ戒しめたゝふべきさゝ代を夏に比べば殷れもこゝろ夏后の世のよれかゞみなり夏后世よりそれば近ゝこゝ殷の世よりそれいはゝめよりこれ詩と上のごとくなる事をいふなり

○孟子曰三代之得天下也以仁其失天下也以不仁國之所以廢興存亡者亦然

三代は夏殷周なり夏は禹王殷の湯王周は文王武王なり天下を得たゝふゝは別のことにはゝべば民を愛するに仁政民をめぐしに改をなゝ天下をゆへ終に天命をうゝこゝ天下となりたゝふゝそれ三代の末夏は桀王殷

の紂を周れ幽厲の天下をうしなひし事これ海内別のことにはあらざれども
不仁にして暴虐なる故に滅びしゆへ
もとくうしなひて天命を失ひ天下を
うし失ひしもなぐ天下乃至小なるず一国れ
もまたかくのごとくなり
海内に不仁なる者の事也
天子不仁不保四海諸侯不仁不保社
稷卿太夫不仁不保宗廟士庶人不仁

不保四體
社稷を社を土れ神を祭るこころ稷ハ
五穀の神をまつるこころ宗廟ハ先祖
れ廟所なり国が亡ぶ社稷とかく
国家が亡ぶれば宗廟をこぼつ
ものなり○上ふるまふゆへ
天子不仁なるゆへ
三才四海をたもつ諸侯不
仁なれば一国の人おもひ滅ぼす

国をたもつゆへ社稷をたもつなり
ゆへ大夫不仁なれば身をたもつ
たもつゆへ家廟をたもつなり
士庶人不仁なるものは刑罰に
身をたもつ事なり曰體
なり身をさしていう

今惡死亡而樂不仁是猶惡醉而強酒

上がいへるごとく不仁なれば刑罰に
国をたもつゆへなり

死亡とは死いやがり惡むなり却て
死亡せらるゝ不仁をたのしむたとへば
酒に醉こと甚惡こゝ酒を
ものゝしがごとく酒をのむこうなる
醉ざれば行こと不仁をたのしめば死
亡せぬばならざるこゝなり

○孟子曰愛人不親反其仁治人不治
反其智禮人不答反其敬
人を親愛せらるゝ人親しまざれば

ら紀る人のかきとおとそ敬ふたら
かへつて仁にしらぬゆへとおりひこの
仁にしつもむるやうに人を治ふる法
人たさはらさるはなひとれあてきと
おとそ敬ふかへして知慧はたら
はるゆへとおりふこの智はしかもむる
やうに人を禮をもつ行ひらふ
ら紀人はきて一こるへそこれたらば
敬のたらぬゆへと敬はれうへふし

て求むるやうふせとなり
行有不得者皆反求諸己其身正而天
下歸之
行有不得とは事がつうへてこの
通とふかぬをいふ何ごとにうさそ
おとふら紀ふれおとふ通とは
なるはるは時はかるはは前へうへて
己が身のうへふかもむべしとは分
正しを身たらは天下自然と

国立公文書館
National Archives of Japan

帰服するものなり。

詩云永言配命自求多福

詩を大雅文王篇より詩を引くなり。

不断おこたらずこうして天理を研究する。自然と多き福来るものなり。

自分より得たるものなく不得得る

仕合せきたるなり。

万事うれば天下帰服するなり

いへるなり。

○孟子曰人有恒言皆曰天下国家天下之本在国国之本在家家之本在身

今の人平生いへる言葉なり。

天下国家といへどこれ何をいへども

地の紀意なり。天下のもをいへど国なり。

国おさまらずして天下治まらぬ

もをいへば家なり。家みだれてゐる

おさまらぬ所なり。天下国家

さいひ治めきるべき。

何ぞうにかるといふ証拠あるなり
身持ちぐるくして家を高らげる
ものなり志ならばこれ根本なれ身をさへつく
れば家国天下を自然ふたがる
べしあらぐ身からもを大切にすべき
ことなり

○孟子曰為政不難不得罪於巨室巨
室之所慕一国慕之一国之所慕天下
慕之故沛然德教溢乎四海

巨室を代々この所を信ずるとく
福なるもきを下をいふ罪をもを家
をもつて政をみらるべ
いふ○政をもつる事をかうべたく
ものを身なる所ふあるこの
巨室をもんもつ服してもつもと思ひ
ものをこうもつ不足ふなる事ありさやう
ふさへもれば世間いうもをば世間
大家を一国のもつれ目をなるゆへ

それ人服をれば一国の人これをし
たがひきこゝに帰服するものは一国の人
服をる所にして天下の人これ
をしたがひなびくこゝろなりかくのごとく
これを徳教水のさゝんが出こゝに始をぐ
事れをうけるごとくおもむき四海に
ひろまるものなり道をもの道の義を
一言いこゝにこゝばをもつてこゝろ
実いたらぬこゝろなくこゝろのまゝをこゝ

○孟子曰天下有道小徳役大徳小賢
役大賢天下無道小役大弱役強斯二
者天也順天者存逆天者亡

役を役使とゝく人の指揮をうけ
こゝろをもつて天を理とし道理の自然なる
ゆゑ○天下に道あるときは徳を
たゝあこゝろをもつて徳相應して位を得る也
さるにより大徳大賢の者をこゝる位に
のぞむ小徳小賢なるものを下位に居る也

それゆへに小徳は大海小流のごとし小賢は大賢にしたがのごとしこれ天下道なきにしたがひ人に徳を施す事なく勢力をもつて強ふるなり

小もつて力ある者をもつてなれ小きなる者に役せらるるなり

強きにしたがひよわき者は役せらるるこれ二つのものは理勢の自然なるにして天地の変なりこれを天なりとも云ふ

是故小徳大海小流に役せらるるこれ小徳の小なるがゆへなり社稷宗廟を安ずるこれ所節にして小徳大海に役せらるるこれ弱強小なるがゆへなり

死し国を亡ぼすもの也

齊景公曰既不能令又不受命是絶物也涕出而女於吳

今を霸主となり涕をながすをする

をりふ受命を人の命令をうけてそれ

深秘なる絵巻物と人なり
人となりを知るをいふ人と人の間
なるものを見れとなるをいふ探
あらざる事とを言たり○むかし奇の
景色女を見て情のたをたふ
神のはぶれども是を強大なり奇怪を
ろへ神よりそれゆへ女を妻ふ法のは
を事を神のはぶれども是始て夫
遣を派して派下と相談して曰国王を

たゝりを既ふ霸王と年三年諸侯と
命令世界を海をかんぐへ三年
ひとり命をうくべこれ二川の分別
ろ一とり三ろに敢て命を出し
三年人を法ふ事なるして海人の
命をうけ海ぐと世界を人をたゝ
なるとふ既の分紀一冊を
とく洋をなぐるぐら見へ女を遣し
たりこなりこを節を知る

られとれ
今也小國師大國而恥受命焉是猶弟
子而恥受命於先師也
先師曰師道を以て小國の君德我
が國を治むる事を世界大國
の上に立ぬ政治を師とし
給せ給へる始て年二ヵ年
くれふる人乃事に師道の命を
受るが如く既に事に
なるが如く師のなすべきことがはざれば
ならず德をたさめ國をつくする事
なるぬるも大國の命に逆ふがはざれば
なりぬるなり
如恥之莫若師文王師文王大國五年
小國七年必為政於天下矣
小國なる大國の命をうくること我恥
くれふなるべ文王を師道としておしを
はなにをなるは逆ふべ文王を師と

ばは大国なるべし小国なるべし七年にして
人こゝに徳ある婦服して四海を治めん
こゝに改めて一天下になすべきなり

詩云商之孫子其麗不億上帝既命侯
于周服侯服于周天命靡常殷士膚敏
祼将于京孔子曰仁不可為衆也夫國
君好仁天下無敵

詩を詩経大雅文王篇なり祼は祭り
の酒を地に注ぎ神を降すなり

なり○上の服して至る文王を師とし
て改を天下におさんといへるなり
孫謀のなくして詩経に
商れる孫の数多きなり十万な
どゝふ事なくなり也上帝
既に周に命して天子となさしめ
たまへるなり周に服せる者を天の
命といふなり○にさぶりて一人な
ものゝ徳なる者に向ふ

ゆへなり。それゆへ般の士は、器量こゝろざ
を大ふ才智をゞられて、もの者どもこれ
周の治下ごとくなりく京になるく祭れ
祖乃事をたゝけば他ならといへ。
高位大なりしかども周濃ねまば祖服
ゝる事かくれごとくれる。これ詩をよみて
宜くこれ詩の云をうれば高の子孫大
勢なりといへどもうれしくは向ふもと
ゝらばおまつさへ周の祖服もるなまば。

仁者ゝる大勢れ人数を用ふたゞ流を
ゝらべゝらばと也。これ詩とれる言を
見まば国君なる者こゝろに仁を好て
暴虐をのゞきる民をゝ仕事と
ゞ。天下れ民うれ父母のごとくなるひ
法ゝく戦へば攻まばやゞるやうく。
天下に敵ゝるべゝこと也。
今也欲無敵於天下而不以仁是猶執
熱而不以濯也。詩云誰能執熱逝不以

濯

今の世れ法侯大國の命をうるまゝ敵のなれやう小せ国くに恥天下に敵のなれやう小せ国くに

ゝもしく志こうと文まれごとく仁をもつ

行いざるゝたとへばありき物をもを

やきてそれも早速小水まくあらい

げるとおなじくあつへばのつさやと

仁をそれ行まれば敵なり是さぶ国り

なる理なり小ふまくあく詩經大雅

素乘れ篇に誰の熟きことをもに反て

それもをさりまくのはいざる者のうんやと

いへとこれも紙やをば水まくあゝ妙

なりさ国と事をいへる也

○孟子曰不仁者可與言哉安其危而

利其菑樂其所以亡者不仁而可與言

則何亡國敗家之有

危ゝあぶなく亡ぶんとゝるをゝ菑ハ

それ身の害ゝなる事をゝ○者ゝて

不仁なる者は私欲に会つて本心を
なくなり世人是非善悪の口きまつて
天人ともに道理を以て論ずる
事なるべしいかゞ是は徳を
忘れ仁を欺く長久安楽なるべし
されども暴虐不仁なる者は老て止
事なくして災害に出たり絶る
彼不仁なる者はやがて災を利するとして滅亡
[illegible]事をたゞすべしかくなれば是
非をとりちがへ口きまへばる也ばる
まくこれ人の前にたゝへ安楽長久
のうちをいひこなすなりとくこと如
[illegible]用る事なれなりこと又
それ不仁にして道理がいと
[illegible]かゞしく是非はきまへをも
人乃ふ[illegible]ばるやうにいはば
前非を悔あやまりを改る事をなる

夢記やどに何ぞ国をかろぼ敵を敗
こゝなるんやとおもひけり

有孺子歌曰滄浪之水清兮可以濯我
纓滄浪之水濁兮可以濯我足

孺子なる小児なり滄浪なる水の名也纓なる
冠のをなり○むすぶこゝを小児なりこゝを
こゝへとゝめ奇にいとく滄浪の水が清
たらば我冠のをあらふべしとゝ濁
濁たらば我足をあらふべしといへり

孔子曰小子聽之清斯濯纓濁斯濯足
矣自取之也

孔子右の孺子の奇を笑ひ曰我門下の
小子ども聞くまはれ滄浪の水の
ごとく清なれば冠のをあらひ濁
をあらひ濁なれば足をあらふ纓
我あらぬこれをあらふ者の言なりて
かくかるにならば汝こゝを水の方より
こゝを取たるとふなり

夫人必自侮然後人侮之家必自毀而後人毀之國必自伐而後人伐之

孔子曰富潤屋德潤身心廣體胖故君子必誠其意

あらぬ天下の事はかりごとの成るとも水の流れ

ふとも自侮ることなかれ

こゝろばるゆへ元とにあれどうすきを

敵と成る前にわかりてこゝろばるゆへ元とやぶりて

ゆへ元とやぶりてこゝろばるゆへ人ふうすきを

敵と成る前に治めばるゆへ人ふうすきを

治めばるゆへ人ふうすきを

治めばるゆへ人ふうすきを

愛したゞ自分に対した為さ
かくのが如く一生を苦くして死しぶべ
しこれ意を上れば自侮自毀の大なる
いへるなり君たるもの必ずこれを
君たる者自ら侮り毀をなすこと
決して為すべからざるなり

○孟子曰桀紂之失天下也失其民也
失其民者失其心也得天下有道得其
民斯得天下矣得其民有道得其心斯
得民矣得其心有道所欲與之聚之所
惡勿施爾也

夏桀殷紂の天下をうしなひし事も
ひとり民をうしなひしゆへなり
帰服するこころをうしなひしゆへ
かゝれば天下をとり得るに道あり
それ下の民をさへ得まゝば天下を得
ふるなり民を得る道あり民の

心をうち捨てゝ
なまじ。これ四の民とゝなりて心を
捨ふ道なり。民の心深くして捨て
くなるをうらをばあへはまこの内あ
逃やうにもし民の心れいやふなる事
をなどこさぬやうにこゝろをつけ
をなりしくことの也民の欲する事を
食物たくさん居ることやすく辛苦な
る事にあたらぬやうにおもはれを

それ通りにたゝかやうにする事一こ
なりに海るやうにまこと民のいやふなる
事を飢寒へ難難辛苦をすることなく
物をしをなどこさぬやうにする也民
自然ひしくこゝろをとれて
民之歸仁也猶水之就下獸之走壙也
壙野野に徳を上の恵
の民に欲をこゝろあこへ恵む事
などこさぬとして則仁徳民の仁徳

ゆる者ゝ物服をもち事をたゝへバ水の
ゆき不へなるがごとし獸の廣野へ走るに訪
ごとし自然の勢ひなり
故為淵殿魚者猶也為叢殿爵者鶴也
為湯武殿民者桀與紂也
淵を水れば魚ゝこゝろ獺を捨てなり
叢を魚をゝふゝれば也叢を志ぎり
なり林なり霧を求めなり鶴ハく
陶たるなり○上れごとくに民乃おゝ

むくゝこゝろ不仁を民のゝむゝこゝろなり
淵を捨てなり魚のゝく不たゞさへ淵へハ
魚れあり海りたゞ此ゝこゝろ也獺ゝふ
ゝれ魚ゝ捨ゝゝ始りへ一人おゝもゝく淵へ
ゆり海ゝゝれたゝり志ゝれバ獺を志ゝの
なゝり魚をゝり海ゝてゝゝる也叢を
なゝり原ゝめの原ゝく変志ゝゝ鶴が
原ゝめをゝりゝゝ始りへゝれをいやに
なりゝく一人叢へ不りまゝ二重鶴ゝ叢

のためにうく穿をおひ入るもうれ
ごとく湯王武王ごとき仁君をもと
もり民の内服せるに桀王討王
なごとしふ悪王暴虐なる事をして
民をそこなしむるゆへに民こゝろを不湯
武へおもひ従ふ故に桀王の湯武の
ために民をかりうく湯武のこゝろへおひ
やふるとふこれなり。

今天下之君有好仁者則諸侯皆為之
歐矣雖欲無王不可得已。

今の天下の君たる者こゝろに仁をこのむ
もの諸侯は暴虐なるものを
うるものゝごとくへ内服せるやうにもとめ
もゝば天下のまつりごとをなる事をうけんと
なるなり。君たるものゝこゝろなるなり
こゝろなる内ゆゑなり。

今之欲王者猶七年之病求三年之艾

也苟爲不畜終身不得苟不志於仁終
身憂辱以陷於亡

文もとぐさの事なり。今の諸侯も
たゞ国を富し兵を強くする事を
のみこゝろ百姓を暴虐する事久し
く一旦亡者となんとすれば今日
より仁政かどこう改を
おこなはゞ紂はたゞ七年
不ごを引延き商家三年なる

文をもつもむるとおもひ今まで三年に
なる文をたくさへども今日より思ひ
なをこゝろたくさんなる事なれば何か
廻し志を今よりたくさんなるとく
なるく設まはたゞ海ばかりたくハ海る
こと紂を世ぞ日月日月なるたる
高おもおもくこれ身たるまで文を
得る事なるゝば仁をおこなはゞも
いまより仁ふ志しなりとく何乃論ゝ

あるべきとく仁ふこゝろざし淑き艾を
なくさまへばるとおもひ〳〵一生涯憂に
あひ恥辱をとりてく身死し国亡ぼる
ふ事なるべしとおもひ
詩云其何能淑載胥及溺此之謂也
詩ハ詩経の大雅桑柔篇の詩なり
それ人のまゝこゝろ行ひてよかゝるべ
きぞ相ひさそひてともに水に溺ぶ
もてくさびむごとく滅亡をといへる事

なりこれまれなりとせれ不仁をれば
きへさびかしめられ死亡するなり
といへるこゝろなり
○孟子曰自暴者不可與有言也自棄
者不可與有為也言非禮義謂之自暴
也吾身不能居仁由義謂之自棄
自暴とは自分とこゝろを
ものくさくなる次第也自棄とは自分
をこゝろ見かぎりて

を立ぬるなり。○人の性を善なるゆへ我身よく治ると雖、たゝこゝろ正しく通ず能推しつゝ盡すば聖人と成賢人となる筈なり。さるを自己を
うこゝろ高ぶりてたゞ我身ばかりの者なり。
是ゆゑ孔道理をいひ尊ぶを信
仰と立ぬゆへ。ことにしたがふべき筋。自己
身を見こゝろ自分にたゝて自慢
の者なるゝ善事をなる事を

ゆゑなる者なり。これをすべき事を知
こゝろ我をなるゝとくせぬゆへ。これ人と
ゆゑこゝろとゝくふ善事をすべうゝばゝも
自暴といふ義を用ふなるゝとゝ。たゝに出して行ふ禮
これ必竟ワガ身をあるゝこゝろふゝ
ものなりまこゝ私ワガ身生れ法れるを
なうく仁義とゝ義ふゝこゝ
なるゝとゝく自身ふ見かゝりてすつれ

者なり。これ自分と私欲を去て義へ
謝罪をいふなり。
仁人之安宅也義人之正路也
人心私欲より出る時は事理あ
らざる故あらばしり無を
教とにて天理に背き人の
私欲のみにて是非の事
なしこれを以て無心にして
危きなり。これ人の安楽な

る宅居なり。義を天理乃ち三綱要
領事を出るなり。これ義なり。時を
法りゆる事なく邪なる所へ流れ
ゆくなり。これ小正しく路なり。
曠安宅而弗居舍正路而不由哀哉
上小ふに義を人こゝより出るなり。
言外なるなり小路なるに
今人をけがれに背る安宅を捨て
なれて出る事を世俗正路を

もてこれを決し深く哀しむべき事なり

○孟子曰道在爾而求諸遠事在易而求諸難人人親其親長其長而天下平

道は性分にこゆる所なれども子細の間をたれまでも道を行ふる者日用常行の所ここに道なるがごとくなれども親しみ道をたがへ事を決し父子者を尊し兄弟の道

を尽これなり こゝを心く易し能を

おこなふにたゝぶ決として行ふ事の上にあり

ゆる所人こゝに親を親のごとく

こゝにそれ長たる者を長たるごとく

ものひとらひて世を治むるごとく

孝子悌弟なるべしさらば天下を自

然に一致に治まるべしと也

○孟子曰居下位而不獲於上民不可

得而治也獲於上有道不信於友弗獲
於上矣信於友有道事親弗悅弗信於
友矣悅親有道反身不誠不悅於親矣
誠身有道不明乎善不誠其身矣
獲於上とは上に気に入ることを記者なり
と信作せらるべきをもつて君子は信ぜ居て
民を治めまく欲するときは上君なる
ひとに信作せらるべく気ぶいらざれば
諸事おさまらにともなる事なる故

さる事のまこと成治る事あるべし
上ぶ好まるべき道なり正しき身持を
くして朋友に信作せられざれば名
を望えど人を為さるゆへ上ぶ好ま
ざる事なり朋友ぶ信せらるを道
なり親親にまく誠なる道なり父母の気
ぶ入ることを事くまこと能
かれば友とされ人を信ずる事なり
親をまこと道なり

心のしてうるに心に仏れ真実いつもうる也
変ずるものなどしてたゞかざりいつるやう
なる事なこうりなきバ父母れんを感動
するゆへ親ともうびざる也
身心誠なるやうにもる道なり事く
物くの上心をよく道理をよく窮めあき
所めくゞくとゝ若悪をあさうにもう
一ざれば若をもるとくとうハのもうて
もくこうもうりひたもこの世ざれ

一此心真実なるものもの也
是故誠者天之道也思誠者人之道也
誠なる天理れ心れへたるものなり
それ天理のゆくにもる所なる者なり
真実の者行忠なる真実の忠孝事孝堂
をこれいつるもれもる変なる
私心の実理ともれもれ元来なる天
理自然れ道のもる而なるれゆへ
天之道ものもる而誠なる

ざる事なるべし。天理の本然のごとくなるべし。
誠を誠の通るまゝをこうとも
いつまでもなれやすまで不斷にかくる
をこれを人たる者は今日すべきこゝの
道なり。

至誠而不動者未之有也不誠未有能
動者也。

一實理を人こゝをれゆへ誠なき
ばこゝをもて人を感じ動をこゝもなく

誠は主極せぬこゝを若まてこゝるやうに
をもべこゝを一会されるこゝをおこゝいつる事
もなく一息は間こゝを誠なるこゝをこゝ
なく主極は誠の地にいるこゝれば理を
一段なりかくれこゝばこゝを感じ
彼こゝ意こゝの理こゝを感じ動
こゝぬこゝいふこゝなり。君こゝ事なれば君こゝを
忠を感じ友こゝ交こゝるこゝを友こゝの信
実こゝ服こゝ親こゝ事なるこゝは親こゝの

者形をうつしこぶやうにたるこの也さるみ
しかこの諸事実なくまるでいつまり
のそこの人を感じ動とと云事ハ
なぬこの也

○孟子曰伯夷辟紂居北海之濱聞文
王作興曰盍歸乎來吾聞西伯善養者
者太公辟紂居東海之濱聞文王作興
曰盍歸乎來吾聞西伯善養者者
西伯也文王西方諸

侯の伯となりしゆへ○殷の世れ
てる紂をといへるなり悪王なり
伯夷紂の道をさけ小海のなりみ
にすきこと一生をあるべきとなりし
しが急にたちこの日吾何ぞ彼
人ゆ為せざるや西伯文王なり善政
をなすこと聞この年老たるものを養育
する者と笑しなどにといこの文王れ
方へ出なれば太公も東海の濱へ

居られしと伯夷とおなじくやうく
いまく文王小服をなしたる也
二十在者天下之太半也而歸之是天下
之父歸之也天下之父歸之其子焉往
二老者伯夷太公也二老人を云大老とは
常座の老人ふかうして天下の老人の内ふ
ゴリ重き人とりふ仏たり天下の父
一ゴロ年を徳と云く天下の人貴ぶ事
父乃ごとくなるゆへなり○伯夷太公は

二老人を天下の重しとする人也
一ゴロ年を徳とが服しこと有りし者を天下
人の父が帰をなるとふ者也既ふ天下の
父たる者が服しなりしかく云ふ
それをたる天下の人いかく云ふ
二老の帰をなるとふ
をなるとなり
諸侯有行文王之政者七年之内必為
政於天下矣

今の諸侯たる者も文王のなさるたまひし政を一二行ぎなく行ふ事有らば四海のうちもれ徳政をあふき伯夷太公のごとく紂人笑たまひしめ服を服をまつれば天下の民こゝ乳郷こゝ帰服をべき間大抵七年をゝどれらるは四海を一ますて諸侯をまつこゝて政を一天下におよべしと也

○孟子曰求也為季氏宰無能政於其徳而賦粟倍他日孔子曰求非我徒也小子鳴鼓而攻之可也

求ハ孔子の弟子なり賦粟とは賦を取り粟を貢ぎを取をを鳴鼓而攻とは其罪をいひ立てせめとゞむるを云

○孟子曰もし孔子の弟子冉求といへる人魯国の季氏が宰となりて居つゝ季氏がなすき徳政をこゝ也事を為なさへ民ゝよりいる賦粟他日

まことに信に多く取るところ孔子それ
こがを世めて曰く求が子たるを見るに
亦甚子のごとくそなたの門下乃
小子ここそれ罪をいひたて攻とがめ
ことに応やうにせば可なりんとも
由此観之君不行仁政而富之皆棄於
孔子者也況於為之強戰爭地以戰殺
人盈野爭城以戰殺人盈城此所謂率
土地而食人肉罪不容於死

右の孔子の辞ことばかきるべ
ものに改をなこと能はず
なるものの君れたるあるいはくの
法をまもるを富とやふまるれ
ども終をてくらまるものもいうにいと
むやそれを道の君れたるふなるを
法ものこと合戦をする者をやこそ罪
あるべくかどふべうこそと土地をなるふ
ゆへをこりこと合戦をしそれかまく

人を殺して野山澤地をかりそふて人を
殺しこゆ地ゆへかく人
を殺さなきバ土地を引き法もこゆ
人の肉をくらふもしらるものもかくの
ごとき者をれ咎おもく重く殺してと
尚あれたらぬものもあ容赦死とも
こゝろしこゆをぶこたらぬとゆ意なり
故善戰者服上刑連誅侯者次之辟草
萊任土地者次之

若戰者軍法を犯りこゆ合戰をなく
もるもれなり罪ごとき者を
拔服上刑も刑罰の引くく重こさ拔り
於こ形をふ連誅侯ゆは辯士次
こゆ法侯を一味させく無をおこ所を
ふやりもるをいふ辟草業ゆ者
出ぎりの出たらをこゆ引て
新田りもるをいふ任土地ゆ者土地を
ゆこゆ民りくゆ民を耕さ

もるをいふ任をうち国のせくなるて勤
さるをいふ○軍法鍛錬し合戦の
道を得ること多くかへば賠せしもば城を
なるべきやうなる者をいとぐれる者
ともれどもたぐ人を救し国をさいが
もるるゆへ若聖王なる事なれば
かるべき法のなるべ刑罰ふなるふ
一度なりゆこと言れたるり法候り
説く一味して他国を伐やうふもる者

それ為こづうう合戦して人をこうもを
事をせもどもと智慧雑古をいもの人を
なやまし兵乱をおこさするゆへそれ咎
若戦者れ次ぎ別ふべ言れたるも
新田を刈れ古地を分ち百姓あるて
法をこの多くたづくさめく上れより相の
ますやうにこの民れ国窮雑戦を
ちざるもれも兵をなて人をさち
さ称ども天下れ民をうめ飢寒ふ

それ咎を連諸侯者
の次ぎなり三等れ人を治世れ大
罪人なり今の諸侯を却て
誅ふべしとも也
○孟子曰存乎人者莫良於眸子眸子
不能掩其惡胸中正則眸子瞭焉胸中
不正則眸子眊焉
眸子なる瞳子なり人の為れる小なる物の
うちまく眸子なれなり
いかなるとなれば眸子なる人の心れ惡を
掩ひかくすもなりぬなりその人
の胸中正しくされば通ずが如く眸子
邪なれば通ずが如く眸子
うちまくあさかりもく
やうなるなれなり胸中に行ふ赤が
ごとく明らかなれば
通ずが如く眸子にうつること
がなりさりてゆくに

なれるものなり。

聽其言也觀其眸子人焉廋哉

右は通て胸中に善惡瞳子にあらはれて
うせかくいなりかざる事なき
ものゆへ能くその人の
いひをとくとき眸
子見るごとくにして眸
子をみるごとくにして
いれようぬ人とあるなり

眸子とは瞳のことばこれを眼の
子人とあるなりさるにしてひとの
云葉をきゝ内をみるとその人の眸子を見る
ごとくにその人の善惡行ひてかくるゝ
事なきものなり

○孟子曰恭者不侮人儉者不奪人侮
奪人之君惟恐不順焉惡得為恭儉恭
儉豈可以聲音笑貌為哉

恭とは威儀大事に涉ることにより人小

屋をくぶりいんぎんかをりを検を
身持を慎む所やうふ禮の所へ出向と
おもふ心より第一事おごる決検約す
るをしり聲音をこと調子なり笑
貌をつくふ貌なり○恭者とは人か
屋をくぶりいんぎんかうやまふをも
知れしりへをくる人をあれども事形
検者を慎む礼法の所へ出向ると諸式
志慎む心なりくは礼儀をへむさと

世ぬ人の物ゝ事をゝ今ゝ記の
人を知れども慎む人の七地をうごふ
若者ゝ知れ人をまゝ我なりとゝ
ゝうゝ三ゝあるゝ等物事をせ向ゝ
きかゝ知れ氣づふ三ゝつきく順ふ
やうにする地かくのごと記人何ゝ恭検ゝ
ゝ記物んや恭検といふ心より自然ふ
いゝ事をゝものゝ岩聲音笑貌を
似せゝる不ゝんやゝ礼を實の恭

検(ケン)したるなり也

○淳于髡曰(シジンウコンイハク)男女授受不親禮與孟子曰禮也曰嫂溺則援之以手手曰嫂溺不援是豺狼也男女授受不親禮也嫂溺援之以手者權也

(イハクレイナリ　イハクアニヨメオボレシマススナハチスクフニコレヲモツテセザレテフ　イハクアニヨメオボレシマザレハスクハコレサイラウナリ　ダンジョサツケウケルニザルハミダリナレイナリ　ダンジョサツケウケルニザルハミダリナレイナリ　アニヨメオボレシマクスクルニコレヲモツテスクルモノハケンナリ)

淳于髡(シジンウコン)は世間(セイケン)の名高(ナダカ)き辯士(ベンシ)なり援(ウヘ)る人(ヒト)小(ヲ)なくへやるなり

・受(ウケル)るは前(テニヘ)へうけとるなり古(イニシヘ)は男女(ナンニヨ)

とれをとりやるにはてをもつてする

なぜこの男女授受を用ゆることがなりれば

地(チ)に落(オチ)ぬる援(ヒキ)ふるまふ形(ナリ)の狼(ヨウ)

やうなる不(ウ)人情(ニンジヤウ)權(ケン)を秤(ハカリ)のごとく

なるものをとりにかるるもの

重(ヨモ)さ軽(カロ)さに前(マヘ)へ出(イデ)ずに定(オダマ)つて居(ヰ)るなくして

なくてはかぶんのうをなる也

まことの人(ヒト)の常(ツネ)の法(ハウ)なれば志(ヒシ)

道理(ダウリ)なる權(ケン)と云也○淳于

蛻が曰男女ものの始りやうとするに自
然よりしてやうなる事をせぬも
禮かと知り孟子曰なるほどいふ〳〵の
法礼行ふこと知り蛻が曰嫂が溺
水に死ぬるを見て手を引く
ものをこそ人べきやうなれば礼
ふうれいはざるやうなるのいうこなり孟子
のいふく嫂をこそ親しこそるものの
なぐ者をこそ見殺しに
するを財授れ類なり誠に不仁の甚
敷男女さげをうけるに親せぬハ宮
なる礼法なく嫂れなぐ者をこそ
ものをこそ命にあるを常をこそ
まこと忠かと道ふ礼へる權道ふこと
理の尚先なり。
曰今天下溺矣夫子之不援何也
淳于蛻これ如いかんと上の如
何なるものなり今天下大ふこと

民難救之事水火に勝れたるが如し
故に君子常に道を守り權道を
隨て民を救ひたるは是に
支るなり
是一時の權也

日天下溺援之以道嫂溺援之以手子
欲手援天下乎

孟子の曰天下の溺たるを援ふは
道を以て嫂の溺たるを援

度に成て援ふ
是の如し
入やうして援ふ
を尊べき道與れ道をうしなふ也
ゆへに道を以て援ふ事をば
なり但し淫乎既に天下を以て
援ふ
ごとし

○公孫丑曰君子之不教子何也

公孫丑曰父のよはたる者せどもとしふとも形ちを志るに志る自分子を教へさる事をいつさる事なり

孟子曰勢不行也教青必以正以正不行繼之以怒繼之以怒則反夷矣夫子教我以正夫子未出於正也則是父子相夷也父子相夷則惡矣

夷とは別ひ小さとは法をいふ惡さまにいふなり夫子とは上たる人をいふ○至るれいたくるをたしへさる事とは理の行きあたりて事勢の上とくるめ事なるなり如ニ子人を行ゆる者とかなしたるき道理を違理なりこれを正しき道理をなりてこれはされはなれとふ法ぐに怒つるなりてかくしてかくべき筋にはなるかといかに海めされはるをそこれ自然勢ひなり親れるを

行ゆるとにさうぶるとくいかる時は
却て身をれるの為れ上の事を悪き為
いひてそこなひやぶる様にそれる
を用ゐ父のいる事に紙不足に思ひて
いとくわが父亦はわれ行ゆるまこと
き道理をもれ三毋訓へとくせあたま
為ぶとそれ為の為る悪いまぐこゝろき
・道ぐうりをもて亦ぐうりを
せあたまふとくぶ父を不足ふ行とふ

ぶ志かるゝ紙を父あひたゞひて
そこなひやぶれとしふれなり父子これ
ごとくなるを動くく悪き一事なりこれ
機ゆ行あるく行ゆる事なるざれ
一事なるなり

古者易子而教之

右は通ぶなれゆへ古はかなら必我
子をば人に行へさせ人の子をば自分が
行ゆるやうにあひたゞひふとうへて

おのゝ也かくもれバ父子の恩愛もおん
ぞ深き子をおゆゑ一ぶ之こゝろ
なるべしてよ紀なり
父子之間不責善責善則離離則不祥
莫大焉
責善とは是非ともに善をせよと申
せかく意なり○父子間も相互に
親愛をもつて善をもつに
せよと責る事紀なり父も我
意をもつて事をなすもの
せよとをあるゝ事を私ゝ善とおゝ
ゝ父ゝ父ゝ子ゝ
父子間あひたがひ行きこと紀
見いぶをやうになりて悪意の情すく
なりて中むつまじかるものなり
父子中あひたがひ事を不吉
第一なる是より上れ行き事ハなき
なり不祥なり

○孟子曰事孰爲大事親爲大守孰爲大守身爲大不失其身而能事其親者吾聞之矣失其身而能事其親者吾未之聞也

上たる人ハ事る内ハくいづれの事も親ハ大なりとなれども親ハ法うる内ハ法を大なりとなれども法を大なりとなれども身を守るくいづれを大なりとなれども身を守ることを道理ハなれども大なりとなれども身を親ハ遺ハ也なるハ

ことをいふ身を親ハ遺ハ也なるハ

ものこれ身をよくしたがうこと

なるべし身をたもつ者乃

よく親に事ハ能ハ乃ち也

それ身をもとより失ひ不義に陥いたる

ものハ親を辱しめこれ身に

疵ハ不孝ハ大なるハ也たとひ朝夕

飲食奉養をよくしたとても孝ハ

とは世俗云れバそれ為をうしなひて
くそれ親小事ゆるといふ一とはいまゞ
ゆゞしきことゝなりと
孰不為事事親之本也孰不為守守
身守之本也
君へ事へ兄へ事へ口ゞ頭役へ事ゆるを国
ゞくつうるなきバいづまとくを事ゆる
・まくゆるとは世俗それうち親小ばかふ
ふゞ事ゆるれを家を守ると国を
守ると天下を治ることおのゝ守る也
それらも身を守るゞゆるうちのを
なり身をよくまもりて正しきれば家
を斉ひ国を治て天下を平になるもバ
それバ身を治ると守るうちれゆと
なり
曾子養曾皙必有酒肉将徹必請所與
問有餘必曰有曾皙死曾元養曾子必
有酒肉将徹不請所與問有餘曰亡矣

将以復進也此所謂養口體者也若曾
子則可謂養志也

徹するなり活ぶを屬らうすと
いふなり曾皙曾元を曾子なり父名ハ點
父の曾皙を嘉ひたまひし時夕乃
膳すさぐ酒まさる肉などなく
さんなりくいふうにせられ
なりまた食代をつかふ誰へ

あるへたなりやとゆる示を問まし
なりまたまた肉を曾皙のうちこの
酒肉を組計となりやと問ばさぐ酒りて
なるなどなりさいとられたり曾皙死
し曾子と年老たるとき曾元
曾子をやしなふぶ品と同じく
酒肉をまふをくめらもしなり
もれども曾子ちうへる事ハ誰へ
あまりをやとたまとやと問たまと

曾子これかるとき酒肉をのまんなり
やと問ばるとき答ふ　これを今人ふあるへ
ばなくなりて肉をもちる事を成ぬと
なふゆへたくさんに置くかさねこれを
めんためかくいへり曾元の春長
注孝を世に所謂口や體をやしなふ
ものとふべし曾子ごとき親孝志
をむうへてこれをたぶ肉をきと云ひ
事なきば志しをやしなふ

事親若曾子者可也
親かつうる事を曾子ごとくこのごとく
なきば不孝なり也十分にしてと
世ばる言葉なり親に恩天地を言く
他をもて厚しるなる者何をしてそ
それ第一小報ぶる事なりかくし丈夫ふ
曾子ごとくなきば先孝紀といへり
○孟子曰人不足與適也政不足間也

惟大人為能格君心之非君仁莫不仁
君義莫不義君正莫不正一正君而國
定矣。

今の世間を治るに論ずる人を
用るを第一とす然れども君を大切に
おもふ者いさめ正せども何の益も見え
ぬるこゝろは君乃心なき事をまげ
て用ひたまふとなく世にこがめくいふて
たゞ世の政の上なき事なりと
言ひたてつるに也たゞ君に
忠れ事なり未の事にとりなく
一ツ〳〵正さんとする記事
なびたゞしくなくなりて
正と事なるのみにあらず却て
害が多きものも也されば徳を成就
たる大人なれば一もに君の

非にして行くに義ふたがる事を
進しまゐ[ナヲ]ゆくに仁義の上ふ居たるふ
やうにもるなり[ヤウニモルナリ]君[キミ]に仁[ジン]にして私[ワタクシ]
ふをもれば何事[ナニコト]をしてもに[ジン]ならずと
いふもの[モノ]なり[ナリ]君[キミ]に忠[チウ]なれば心[コロ]にまかしきにうれふ
事義[ギ]なきば何事[ナニコト]をもくと義[ギ]なら
ずといふ事[コト]なりそれゆへふ人[ヒト]を用[モチユ]る
事[コト]を政[マツリコト]をもる事をせもるりをよ
ばずそるふにあらずば自然[シゼン]ふ理[リ]と

かたるく用[モチユ]る人[ヒト]をくもる政[マツリコト]を若[ヨキ]なり
うくのごとく一たび君[キミ]に進[メバ]ば一国[コク]
をもつくるまもるくなるなり
○孟子曰[ミウシノイハク]有[アリ]不[ハカラ]虞之譽[ホマレ]有[アリ]求全之毀[フミリ]
それ方[カウ]の沙汰[セキ]よりかるとなりひがけ
人[ヒト]ふ行[オコナ]ふ事[コト]をもの方[ミ]を全[ミツメ]し
ものをもの者[モノ]となりひの
ホカにそらふ事[コト]あり[ナリ]それば人[ヒト]のため
そるをたのむふたのもまるそ

見ることのしかめをつたにしたがひて記し
進退をよべうらばたくく実を表べし
らむ事なり。

○孟子曰人之易其言也無責耳矣。

易其言を言葉をたやすくむさとひ
ちらすをいふ○人の平生言葉たくさん
むさといひちらす者を人小せあさがあ
るゆゑめ小あるゆゑなり責を
人小せあさがあるゆゑなり事のなれをいふ

なり。一度さがあるまくこうたらばかくハ
をはづかしふ言なり。

○孟子曰人之患在好為人師。

患を害なり。ものきこと紙しふなり我
ひとりまされこころをもて人の師匠になり
たがるを大なるあやまりきこと知りもに
学問たりて不足なれば人さうり
指南をうけたるものでむ時是恥なく
なりゆるを別の事ひが方をすひて

人の師となる者は私に学問を
これをくたまうとおりひてこれを上に
もちいることなり。もしそれ人をこれを
ぎりをくえるまうふれも誠ってそれ人の
害となり。

○樂正子從於子敖之齊

樂正子名は克子敖は
王驩が字なり。樂正子敖に所をゆ
かりて高の国にいたり来たって

樂正子見孟子孟子曰子亦來見我乎
曰先生何爲出此言也曰子來幾日矣
曰昔者曰昔則我出此言也不亦宜
乎曰舍館未定曰子聞之也舍館定然
後求見長者乎曰克有罪
所に樂正子孟子に見えしも
孟子曰その方とも陶こえかくこへ来りしこと
ひまに見る事をもるのるまうえ
さうそはなりとなりて教を孟子乃

抱きていとねんごろなる者也とれば
法紀をもしく云ふる事なれば小姓ごとに
小姓こ早速に取り見えざる事師匠
に見る禮をつくしたりおれゆへ
かくのごとくせめられも楽正子が曰く
我為小おろく何の失礼ありて
先生何ときく此方なる云ふ出し
たるかとたるの童子のいくるがこれ
を見へ来るさらは翌日の事ぞ楽正子が

いくく前日の事なり童子の曰く前日の
事なれば我かくいへるこれ
なるば楽正子が曰前日来り
しかどもいまだ居室がさぐ陶ら候に
ちはかるゆへ早速来ら候と也童子は
いくく先生長者小見ゆるは立ふと
云ふ陶ら来りく見ゆる若なり結ふに
子ら合彼がごくと室ふく以後小潮く
長者ゝ見ゆる也と竹しがいぐ

合點ゆこゝろ也。こゝに於て紫正色
我が為めあやまりを恐れて曰寡人過
誤て克が罪ぞと知り合彼を居て
いゝなり。

○孟子謂樂正子曰子之從於子敖來
往餔啜也我不意子學古之道而以餔
啜也。

餔とは啜とは
いとゝ子敖といのやうの人とおなじや君子
なる者を平生出合ふ者を此味をも
とゝ知るに今の方今度子敖に逢つこと
なる者ゆへこゝの事にあらざる子敖を富貴
なるなのなあるかりに出ふ者なりること
君子は道を学ぶべきなるべくば啜
かゞせんとはおもはざるにおりひれ
なのれ事なり也

○孟子曰不孝有三無後爲大

古への禮に三つの不孝のなかに無子
父の氣に入やうに怪諂逆況のをして親
のなくなるをもそれ過ぎてなくハ
一つに不孝なり親を敬ひ奉ることを
いやがり父母に頼ばなるめをさするを
二つの不孝なり年たけて妻をも持
どそれゆへなくして先祖の祀を絶
さ三つに不孝なりこの三つのうちに
なるなくなる後つぎのなれを大なる

不孝となるなり親をいさめざるを親を
くせげるのなり親老て仕へざるを
親をやしなはざるまで也先罪なのを
ども大なりとせば先祖
代々傳ざ来る血脈を絶て父母
先祖を祭る者なれやうにまるを誅く
主君に不孝なりさるふまりて大なり
ことなること也

舜不告而娶爲無後也君子以爲猶告

也。

舜帝堯の二女を妻とせるゝ況父母に
と告ずして娶ることなき如きは則
娶ることなき如きは則ち後となく不孝
の大なるに至る事を思はるゝの事也
君子評して曰舜告ずして娶りし
なり如と告ずめとるとは孝行
とせるゝ也。

○孟子曰仁之實事親是也義之實從
兄是也。

實とは花實なれ實なり枝葉れ生ずれ
ども花實なれ出ずれども根なのあ
変なりにの發する変を也さるく
りこゝにたる人をもとゝ人をもとゝ
物を利する物れにたりまれどもにの
也する変なれ親を也するり美実
小切なるなるに親小事ゆるの
にの実なり義の道を敬をもとゝ賢

を考へ及び先人をあがめ礼義の道
を尊ぶこれ義の教なり而して兄を
敬するより先たるものさるかごに
兄ふるまふが義の実なり
知之實知斯二者弗去是也禮之實節
文斯二者是也樂之實樂斯二者樂則
生矣生則悪可已也悪可已則不知足
之踏之手之舞之
智を初て知ゆるをふさるにして

事ふるまふ事ふるまふ智なり
これごとくそれを未なり枝葉なり
それ由て出ふれ実をなる親り事へ
兄ふるまふ二つのものをよく知り念く
その上ふのものなりこれをなるが実也
礼を行ひて次まれなるをまたさる
ふるまふ三千三百の條目を詳まる
三千のこころをたのしねやうにするが礼なり
ふるまふれども未なり枝葉也親く

事〳〵見にまさるべし。三つのものをおもとなく
文れまれやうにまるの禮の出る要れ
実たるも者第の上ふかどよろれば詰式
の礼法たるべきもいふ事なり節文を
見れおどにまるをいふ樂を和人情
の和し樂むを要をうしたる者なり
まれ曲節功用多しといへども礼を未
なり枝葉のごとまれ根元を者第の
二つれまの代ひまれをなれまを

こまるが樂れ出る要の実なり父子れ
同あひ和してまれを樂む時まれ
小為あるく行はまいふ事まれ自
然し者第れ心が行る事第れ萌芽
の雨露の力を得まる自然とまいづるが
ごまるまれまに怪こに者第れまる
まれまるゆを豈やむまいふ事なんや
やむまいふ事なればまる事者第る
ゆへ小是に論こまるを礼者也代

所を動もすれば此の者共也これ
ぞく者共に成たりとも自分をと
ゝまざるなり舜も是をあぎ動す代
ふ臨之章之の二つれ之字も者共を
さゝまりいふ

○孟子曰天下大悦而将歸已視天下
悦而歸已猶草芥也惟舜爲然不得手
親不可以爲人不順手親不可以爲子
天下之之ゝ廣ゝ人の心を動ゝ同じ
ゝ次に天下の人乃こゝ次に德を
悦ぶ歸に帰服せんと思ふを深に又と
ゝ所ごゝ記事をゝ人の動ゝ称ふ
事なりそれごゝ如草芥也
者共の如を舜ごゝ人なる
ゝ之ゝ心なり舜でうも
者親れ心を得ゝ入ぶれば人ゝ
親子ゝ親子ゝ入ゝにゝ第二

道ふみてごふやに自然ふかるやうく
世ゝ孫ばるこまくれとおりひたるぬゆへ
父母の苦ふかるもしれ孝ふる事父母乃
心にかなふやうみ世れるとふにとゝひ
たるぬゆへふ乃一とは天下の治ふる事
をもて行ともおりひたるハざるしなり
順ふるとは父母れふの道に順ゝゆたが
ゝぬやうにするをふ
舜盡事親之道而瞽瞍底豫瞽瞍底豫

而天下化瞽瞍底豫而天下之為父子
者定此之謂大孝
瞽瞍ふ舜の父なり孔子悪人ふて常
ふ舜をころさんと思ひ人なり給ふに
舜親ふ事ふる道を尽ふる事なく
泣くしたがへば誠の感ぜふる事さ決ふ
の瞽瞍ふて孝行をやんぐ二ゆ舜の
ふる事をよろこびとおりひて悦ぶ也
瞽瞍ふてごとくに天下れふたる者

ゆくゝを親とゝふ者孝行次第ゆゝく
事へらるゝ者を孝行とゝふ事を知て
子たる者ゝれゝく孝を尽さやうす
べし也。これ天下治平なる事なり。
天下治平以後小子孝小止て父ハ
益にゆゝ陶るやうになりゝく天下治平父子
たる者おゝ治平し也。これ孟一人親ゆ
事始ゝ事終を以てして四海の風俗ゝく
なりゆゝ。ゆゝを後世まゝゝ乃てたまへハ
これを大なる孝行とゝふべし也。

孟子鈔巻之七終

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan